

広島県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

平成三十一年二月十八日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

平成三十年広島県選挙管理委員会告示第五十二号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）中、平成三十年九月十八日提出の「自由民主党広島県第三選挙区支部」の平成二十九年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂 正 前	訂 正 後	訂正願受理年月日
自由民主党広島県第三選挙区支部	2 支出総額 4 支出の内訳 経常経費 事務所費 政治活動費 組織活動費 機関紙誌の発行その他の事業費 宣伝事業費 74,594,050 34,705,549 11,522,690 39,888,501 10,549,310 14,436,191 6,266,363	2 支出総額 4 支出の内訳 経常経費 事務所費 政治活動費 組織活動費 機関紙誌の発行その他の事業費 宣伝事業費 74,541,672 34,673,159 11,490,300 39,868,513 10,534,290 14,431,223 6,261,395	平成三十一年 二月四日